

向日市火災予防条例

一部改正 5月23日施行

火災のないまちづくりを推進

向日市火災予防条例の一部が改正され、5月23日から施行されます。

消防法の危険物関係の規定が改正されたことに伴い、火災予防対策を整備するとともに危険物の自主管理を徹底し、火災等の事故を未然に防止することに力を注いでいます。

身近な火災予防

向日市火災予防条例は、火、かまどやふろがまなどの火を使用する設備や器具を設置するときの基準や消防法で定めている灯油や重油などが危険物の一定の量(危険物の危険性を量で評価し、規制の基準となる数値で、これを「指定数量」といいます)に達しない場合の貯蔵や取り扱いの基準など身近な火災予防について必要な事項を定めています。



燃料タンクの板厚

タンクの容量	板厚 (ミリメートル)
5リットル以下	0.6
5リットルを超え20リットル以下	0.8
20リットルを超え40リットル以下	1.0
40リットルを超え100リットル以下	1.2
100リットルを超え250リットル以下	1.6
250リットルを超え500リットル以下	2.0
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6
2,000リットルを超えるもの	3.2

指定数量 燃料タンク
改正 板厚を見直し
 灯油や重油など液体燃料を使用するが、かまどやボイラーの付属設備の燃料タンクは、従来、貯蔵能力が

250リットルを超える場合、鋼板の厚さ(板厚)を2・0ミリメートル以上にする必要があります。今回、危険物の指定数量が改正され、従来より大きいタンクが設置できるようになったため、これに対応して、タンクの容量ごとに板厚を定めることになりました。

ガソリン、灯油など危険物の指定数量の改正、および燃料タンク板厚の見直しは、次表のとおりです。

主な危険物の指定数量

危険物の種類	改正前	改正後
ガソリン	100リットル	200リットル
灯油	500リットル	1,000リットル
重油	2,000リットル	2,000リットル

少量危険物

貯蔵・取り扱い基準
 指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物の量を「少量危険物」と呼んでいます。

少量危険物を取り扱う基準が、屋外貯蔵所、屋内貯蔵所、移動タンク、地下タンクといった貯蔵、取り扱いの形態ごとに整理されました。

予防対策は、危険物の規制に関する政令の基準を取り入れていきます。(1)漏えいと配管腐食の対策として、危険物配管の塗装、水圧試験の義務づけ。(2)危険物の

地上設置 配管の地上設置
 地下埋設 配管の地下埋設

空地の幅
 タンク又は金属性容器 指定数量の5分の1以上指定数量未満 1m以上
 指定数量の5分の1以上指定数量未満 1m以上
 その他の場合(ポリ容器等) 指定数量の5分の1以上指定数量未満 2m以上

指定可燃物
貯蔵・取り扱い基準
 ラードや牛脂等従来は指定数量が見直しされ、危険物の一部と綿花・紙くずなどの特殊可燃物が整理統合されて、新たに指定可燃物として定められました。指定可燃物は、次表の数値以上保有する場合、規制の対象となります。

さらに、次表の数値の5倍以上(可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類は次表の数値以上)を貯蔵し又は取り扱うときは、消防本部に届け出が必要です。

※従来は指定数量のうち、危険性の高いものは危険物となります。それ以外の引火の危険性をもつ物品は、

第6回 文化講演会
長岡京時代前後の渡米文化
 向日市文化資料館
 ☎931-1182

6月10日(土) 渡米系氏族と寺院
 京都国立博物館考古室長 森都夫氏
 6月16日(土) 「物集女車塚古墳の副葬品をめぐって」
 神戸大学講師 堀田啓一氏
 6月23日(土) 「八世紀の白朝関係」
 堺女子短期大学教授 田中俊明氏
 時間 午後2時~4時



物集女車塚古墳前方部の埴輪列



物集女車塚古墳全景



貯蔵所の例

換気設備 (引火点<70℃の危険物の時は可燃性蒸気を屋根上へ排出)
 照明(防爆構造)
 採光 (窓及び出入口は、甲または乙種防火戸)
 危険物が浸透しないこと。(現状の危険物の貯蔵庫)



少量危険物の届け出
 少量危険物は、使用形態により基準が定められましたが、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防本部へ届け出が必要です。

ただし、個人の住居は、指定数量の2分の1以上、

が4月29日に発表され、本市の自治功労者である木村清一氏

防功労により勲六等単光旭日章を受章されました。木村氏は、向日市消防団長、京都府消防協会評議員、同協会理事、向日市農業委員会委員、向日市都市計画審議会委員、向日市少年補導委員会委員などを歴任されました。

平成2年度「春の叙勲」
木村清一氏
 勲六等単光旭日章 受章

指定可燃物

品名	数量
縮花類	200キログラム
木毛及びかんなくず	400キログラム
はろ及び紙くず	1,000キログラム
糸類	1,000キログラム
から類	1,000キログラム
可燃性固体類	3,000キログラム
石炭・木炭類	10,000キログラム
可燃性液体類	2立方メートル
木材加工品及び木くず	10立方メートル
合成発泡させたもの	20立方メートル
樹脂類 其他のもの	3,000キログラム

■お問い合わせ■
 向日市消防本部
 ☎934-0119

家族みんなの
歯のひろば

日時 5月20日(日)
 午前10時~午後3時
 場所 保健センター
 ☎933-2666
 内容 歯科検診
 歯科相談
 歯みがき指導 (ほか)
 人形劇(午前10時30分~11時30分、午後1時30分~)
 ※フック着座布はあいません。

お問い合わせ 健康管理課 内線338

向日市民憲章推進協議会
総会・講演会

日時 5月18日(金) 午後1時30分~3時30分
 場所 市民会館第1会議室
 議事(午後1時30分~2時30分)
 講演(午後2時30分~3時30分)
 「自然にとけこもう」
 造園家 佐野 藤右衛門氏
 多数のご来場をお待ちしています。

お問い合わせ 秘書広報課内同会事務局(内線251)

出演者募集
市民音楽祭

日時 11月4日(日) 午後1時30分~
 場所 市民会館ホール
 対象 市内のコーラス・グループ
 費用 無料
 申込み・お問い合わせ
 5月31日(木)までに所定の申込書で市民会館
 ☎932-3166へ申し込んでください。
 ※京都フィルハーモニー室内合奏団共演もできます。